

相馬氏の受給文書と「相馬西殿」

——戦国期・家督相続に関する基礎作業——

岡田清一

要旨…筆者は、かつて中近世移行期の相馬義胤発給文書を検討するなかで、相馬盛胤・義胤父子連署書状から、家督の段階的移譲を前提とする二頭政治が行われていたこと、しかも二人は異なる城館を本拠としていることを指摘し、「二屋形」制と仮称した。本稿では、相馬氏の受給文書を検討し、「相馬西殿」宛の文書は、家督相続前の義胤宛のものであることが確認できた。

一方、南奥領主の受給文書を検討すると、宛所に「西殿」と記載されるものが散見し、それらもまた次期家督予定者に対して用いられている。したがって、「二屋形」制は、父子が異なる城館に居住しながら（あるいは一つの城内に異なる居住空間をそれぞれ持つ場合も含めて）、連署書状を発給すること、時として「西殿」と称されたことなどが、その実態となることを確認した。ただし、全ての南奥領主で確認されるわけではないし、なぜ「

西殿」と称されたのか、「西」にどのような意味があるのかなどについては今後の課題である。

キーワード…戦国期・二屋形制・家督相続・父子連署書状・西殿

はじめに

筆者は、中近世移行期の相馬義胤（外天）について、その発給文書を収集し、その全体像を追究しようとしてきた。^①そこで確認できた発給文書は二二通に過ぎず、筆忠実ともいわれる伊達政宗の約四千通に比べるとはるかに少ない。しかし、わずか二二通で

はあるが、その花押は家督相続、秀吉への帰属、隠居などによって変化し、四時期5種類に分類できた。数量に関係なく、その生涯を追究するきっかけとして、花押の変遷を位置づけることができよう。

ところで、義胤の発給文書には父盛胤との連署書状一通が含まれている。その特徴は、家督相続以前でありながら、義胤が父盛胤とともに当該氏の外交に関与していること、日下に父盛胤が、その奥上位に子義胤が花押を据えている点にある。しかも、そのような特徴は南奥の伊達氏や岩城氏、白河氏、葦名氏に限らず、相模北条氏や安芸毛利氏・豊後大友氏・肥前龍造寺氏・薩摩島津氏などでも確認できるから、戦国期特有の文書形態ともいえる。このような形態の文書を発給することを根拠に、父子二頭政治が遂行されたと指摘されている²⁾。

この二頭政治体制については、北条氏が父氏康から家督を相続した後、氏康が「御本城様」として北条氏の権力を主導したのに対し、氏が「御新城様」と称されたことを「小田原陣取図」（山口県文書館所蔵、『静岡県史・資料編8中世四』一九九六）に描かれた小田原城内にある「本城」「新城」から推論し、さらに永禄五年（一五六二）の「北条玄庵寛書」（『続々群書類従』第十／教育部）に記される「おだはら二御屋かた」から、筆者は「二屋形」制と仮称した³⁾。

では、「二屋形」制の特徴は「本城・新城」体制と父子連署書

状の発給だけであろうか。相馬氏の受給文書を整理していくと、新たな視点が見えてくる。現在、確認できる受給文書は四通と極めて少なく、秀吉以前の文書は九通に過ぎない。以下、江戸期の文書から、順次遡及してその文書の内容、あるいは年代比定などを詳述するとともに、「相馬西殿」と宛名書きされた書状に注目し、類似の文書を検討することによって、既述「二屋形」制との関係を追究したい。

一 江戸期の受給文書

【史料1】徳川秀忠書状（相馬家文書⁴⁾）

為端午之祝儀、帷子三到来、被悦思召候、尚大久保相模守可申候也、

五月三日（花押）

相馬大膳とのへ

【史料1】は年欠であるが、大久保相模守は『寛政重修諸家譜』巻第七百七（第十一）に「慶長五年七月、（中略）この月相模守にあらたむ」とある忠隣（寛永五年（一六二八）卒）であろう。なお、忠隣は慶長一五年老中職に就くも同一九年に失脚した。したがって、本書状も慶長五〜一九年の発給であり、さらに秀忠の將軍在職が慶長一〇年〜元和九年（一六二三）であることをふまれば、慶長一〇年〜一九年に限定される。

なお、『当代記』巻四【史料①⁵】に、

同（五月朔日）

一式つ 御帷子 奥州相馬の主 相馬大膳（利胤）

同（五月朔日）

一三つ 御帷子

相馬長門守（義胤）

とあり、『台徳院殿御実紀』（『徳川実紀』）慶長一三年五月朔日条の「相馬長門守義胤・相馬大膳亮利胤・真田伊豆守信之（中略）織田上野介信包帷子三つ、。案ずるに諸大名一統に時服を献ずること。ものに見えたるは此時をはじめとす。これ三季の賀儀に時服献ずるの権与にや」が書状の「帷子三到来」に対応している。「帷子三」の献上が他日にある可能性もあるものの、まずは慶長一三年と考えておきたい。

【史料2】徳川秀忠書状（相馬家文書）

為端午之祝儀、帷子三到来、喜悦候、委曲大久保加賀守可申候也、

五月四日（徳川秀忠）
（花押）

相馬長門守とのへ

【史料2】も年欠であるが、大久保加賀守は『寛政重修諸家譜』に「このとし（慶長五年）従五位下加賀守に叙任し、（中略）（慶長）十六年（一六一一）十月十日父にさきだちて小田原に卒す」とある忠隣の子忠常であろう。したがって、本書状も慶長五（一六年）の発給であるが、【史料1】とともに慶長一三年の発給であろう。

【史料3】徳川秀忠黒印状（相馬家文書）

初鶴到来、悦思召候、将亦所勞無油断保養肝要候、猶土井大炊頭可申候也、

八月廿三日○
（徳川秀忠黒印）

相馬長門守とのへ

【史料3】の発給年を考える目安に、土井大炊頭がある。『寛政重修諸家譜』には、「（慶長）十年、台徳院殿御参内のとき供奉し、四月二十九日従五位下大炊助（頭）に叙任す。（中略）このとし（慶長十五年）老職となる」とあるから、慶長一〇年（一五年）が考えられるが、「初鶴」献上の時期を限定できない。また、「亦所勞無油断保養肝要」との文言から、慶長一七年の泉田隠居後の可能性もあり、【史料1】と同じように慶長一三年、あるいは一七年以降と考えるべき。

【史料4】徳川秀忠黒印条目（相馬家文書）

条々

- 一、今度至于最上差遣人数次第事、如被仰出各令覚悟、諸事可任上使差図事、
- 一、喧嘩口論堅令停止候訖、若有違犯之族者、双方可誅罰、
- 一、万一令荷擔者、其咎可重於本人事、
- 一、濫不可伐採竹木、并不可押買狼藉事、
- 一、今度在番中、人返停止事、

一、百姓男女事、年貢方未進方共以可令弃破之、但過二十ヶ年者、可為譜代之旨被仰出之条、主人覚悟次第事、右、堅可相守此旨者也、

元和八年八月廿一日

(徳川秀忠黒印)

○

【史料5】徳川秀忠黒印条目 (相馬家文書)

条々

- 一、國中竹木猥伐採へからさる事、但野陣之刻者各別事、
- 一、給人方夏成之儀者出遣之間、可存其旨事、
- 一、家中之輩武具并資財等、無相違其面々可令受用事、
- 一、未進分可弃破事、付借物者可為互之一札次第事、
- 一、未進方に取つかふ男女の事、未濟同前に可弃捐、但過廿ヶ年者、可為譜代之旨被仰出之条、主人覚悟次第事、
- 右、堅可相守此旨者也、

元和八年八月廿一日

(徳川秀忠黒印)

○

上使中

【史料4・5】は、利胤がいわゆる最上騒動により改易処分を受けた最上義俊(義光の孫)の亀ヶ崎城(酒田市)接收を命じられた際、幕府から仰せ渡されたものである。八月六日に酒田に到

着した利胤は、松平忠卿のもとで役目を遂行、『利胤朝臣御年譜』⁷⁾ 元和八年一〇月条に「酒井宮内太輔(実名忠勝)庄内地拝領、利胤君御引渡、御帰郷」とあり、同月まで酒田に滞在したことがわかる。なお、両条目とも『利胤朝臣御年譜』同日条に引用されている。

二 豊臣秀吉・関係者発給の文書

【史料6】富田一白書状 (相馬家文書)

雖未申通候、令啓候、然者奥兩國惣無事之儀、御書被差遣候、路次等之儀憑入候、於上辺御用之儀候ハ、可被仰越候、相応之儀可令馳走候、猶宗洗可申入候、恐々謹言、

極月三日 (花押)^(富田一白)

奥州

相馬殿

御宿所

(包紙)

富田左近将監

相馬殿

御宿所

」

【史料6】は、「奥兩國惣無事之儀、御書被差遣候」とあるように、奥羽両国に「惣無事」(私戦の停止)を命じた秀吉「御書」の送付を伝えた富田一白の副状である。なお、次の【史料②】富田一白書状(『上越市史』三三二〇六)にも、

雖未申通候、令啓候、然者、從 関白殿、関東并奥兩國惣無事之儀、此宗洗被差遣候、其元路次等宿送儀、被仰付候、可為満足候、向後於上辺御用之儀候者、可蒙仰候、不可存疎意候、猶口上ニ可申入候、恐々謹言、

極月廿日(備前白)
(花押)

下越後

本庄殿

御宿所

とあり、金山宗洗が奥羽ならびに近辺に派遣されたことがわかる。

さらに、【史料③】豊臣秀吉直書(白土文書『福島県史七』)には、

对富田左近将監書状披見候、関東惣無事之儀、今度家康ニ被

仰付之条、其段可相達候、若相背族於有之者、可加敗候、

可成其御旨也、

十二月三日(備前秀吉)
(花押)

白土右馬助とのへ

とあり、関東の惣無事を徳川家康に命じたこと、違背することがあれば成敗を加えると、岩城の家臣白土氏に伝達している。

この惣無事が、いつ南奥諸氏に伝達されたかは諸説あるが、概ね天正一四〜一五年の発給と考えられており、【史料6】も同様である。

【史料7】石田三成書状(相馬家文書)

雖先書申達候、重而令啓候、北条事、来極月上旬ニ可出仕之旨、一札出置例候、以表裏御請申首尾非相違而已、剩真田抱之地、以計策盗捕、為隠非石巻と申者為使者差上、不次題目言上也、偽為可申延と被 思食、彼使者可被刎首、雖義定候、使者之儀ニ候間、被相助被返追候、然上者、父子ニ一人只今罷上候共、不可有 御赦免之旨、堅被 仰出候、既堺目之面々、正月上旬可令出勢之通御廻文候、五畿内之儀者不及申、四国・九州・山陰・山陽・北陸・南海諸国之軍卒、仲春上旬、至白井、箱根発向之御廻文候、此趣最前及書中候へ共、路次にて相滞候て者と存、追而如此候、可有御忠節事專一候、恐々謹言、

十一月廿八日 三成(花押)

相馬殿

御宿所

【史料7】は、石田三成から義胤に宛て、関東・後北条氏への出陣を報じ、「御忠節」ニ参陣を促したものである。したがって、書面の「真田抱之地、以計策盗捕」は、天正一七年一月に発生した北条氏による真田領名胡桃城攻略を示し、「正月上旬可令出勢之通御廻文候」は来る天正一八年正月の出陣を意味しているから、本書状もまた天正一七年一月に発給されたことになる。

この書状がいつごろ義胤のもとに届けられたか明かでは無い

が、たとえば天正一七年一二月に発給された伊達政宗宛の豊臣秀次・前田利家・浅野長吉らの書状は、翌年正月中旬に届いたことが『貞山公治家記録』⁹⁾天正一八年正月一六日条から確認できる。もちろん、同書が元禄一六年(一七〇三)編纂という限界は存在するものの、時間的ずれが約一か月ほどに設定することは許されるであろう。したがって、義胤のもとには天正一七年末ないし翌年正月前半に届いたと思われる。

当時、相馬領の北端に位置した駒ヶ嶺・蓑首両城(新地町)が政宗に奪取され、これを奪還しようと亘理や飯樋(飯舘村)方面で伊達方と交戦する一方、伊達方に和議を求めるという相反した動きが相馬家中にあったところである。のちに、いわゆる童生淵(相馬市)の戦いに義胤の弟隆胤や黒木上総守(門馬貞経か)らが討ち死にしたのに対し、義胤は田村右馬頭に宛てた書状で、自分は「用所」あつて在城、すなわち小高城にあつて出陣していないことを書き送っている。童生淵の戦いが、秀吉の求める惣無事違反になることを知っていたことを思わせる。

【史料8】豊臣秀吉朱印禁制写(相馬家文書)

禁制

- 一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉事、
 - 一、放火事、
 - 一、对地下人百姓、非分之儀申懸事、
- 右、条々堅令停止訖、若於違犯之輩者、急可被処嚴科也、

天正十八年七月 日(秀吉朱印)

天正一八年七月一七日、北条氏を滅ぼした秀吉は、一七日には小田原を進発、二六日に宇都宮に到着した。ここでいわゆる宇都宮仕置を断行、八月四日は宇都宮を進発して会津に向かった。したがって、【史料8】は宇都宮において下されたものであり、義胤が秀吉への出仕を遂げたのも宇都宮であつて、小田原ではなかったことは、すでに小林清治氏が指摘している。¹⁰⁾

【史料9】豊臣秀吉検地帳(相馬家文書)

(表題)

「奥州相馬検地帳 全」

(上略)

田畠屋敷共二

都合六千七百廿七町四段廿九歩

右之分米

惣都合四万八千七百卅四石五斗九升四合

天正十八年十月 日(朱印影)

相馬長門守とのへ

【史料10】豊臣秀吉朱印宛行状(相馬家文書)

奥州内本知分四万八千七百石事、宛行訖、目録帳別紙在之、全可領知候也、

天正十八

十二月七日(秀吉朱印)

相馬長門守殿

【史料9】は、その存在は確認されていたが、平成一五年(二〇〇三)に刊行された『原町市史四』(二〇〇三)に全文収録された。本稿では、紙幅の関係から表題と末尾のみを掲載した。

宇都宮出仕を遂げた義胤に対し、その直後には石田三成が相馬領の仕置を指令し、九月一日付の秀吉直書『浅野家文書』に「相馬足弱差上候由、聞召候」とあつて、義胤夫人の上洛も三成の指示によって遅くとも八月二〇日ごろにはなされていたと思われるから、そのころには三成の指令によって検地も行われたこととなる。ただし、一〇月付けで検地帳が義胤に授与されるなど、極めて短期間に行われたことになるから、検地役人による詳細な丈量が行われたとは考えがたい。一方で、検地帳は石高が記載されているから、あるいは相馬方から出されたものを換算して石高に是正したとも思われる。いずれにしても、今後の本格的検討がまたれよう。

ところで注目すべきは、義胤が官途を得て長門守を名のっている点である。従来、義胤の長門守叙任については、『寛政重修諸家譜』の「寛永三年十月三日従五位下長門守に叙任」が指摘されていたが、『寛永諸家系図伝』や『義胤朝臣御年譜一』に、寛永三年補任の記載はない。したがって、天正一七年一月二八日発給の【史料7】に「相馬殿」と記された義胤が、【史料9】では長門守と記されているのであって、この間の補任ということにな

る。すでに九月中旬には足弱Ⅱ義胤夫人が上洛していることに鑑みれば、義胤自身も早晚上洛したのであるうから、上洛して長門守に補任され、検地帳を授与されたのであろう。

このように考えると、【史料10】の秀吉による知行安堵も在京中に行われたものであり、翌年正月にかけて多くの奥羽諸将にされたことが小林清治氏によって確認されている。

【史料11】豊臣秀吉朱印状写(相馬家文書)

為端午之祝儀、帷子二生絹有絹到来之、悦思召候、猶石田治部少輔可申候也、

五月三日(花押)(豊臣秀吉)

相馬長門守殿

【史料12】豊臣秀吉朱印状写(相馬家文書)

為歳暮之祝儀、呉服一重到来之、悦思食候、猶石田治部少輔可申候也、

十二月廿五日(花押)(豊臣秀吉)

相馬長門守殿

【史料11・12】は、端午・歳暮の祝儀として献上された帷子二や呉服一重への返礼である。いずれも石田三成が介在しており、この点からも三成と相馬家との一程度の関わりは否定しきれない。

これらの祝儀は、義胤自身によって献上されたものであろうから、在京中のできごとであった。義胤の在京記事は少なく、天正

一八年以降では、たとえば、『利胤朝臣御年譜』天正一九年条に「此年、義胤君御妻子御上京、同年、義胤君ノ御女子、於北野千本御出生」にある一方、『奥相秘鑑』には「義胤ハ同年（天正一九年）休暇ニテ在邑アリ」とあつて在京時期を特定することができない。また、文禄元年（一五九二）四月に上洛した義胤は、佐竹義宣の軍勢とともに肥前名護屋に向かったことは、閑巷院宛相馬義胤書状（相馬家文書）や義宣の家臣平塚滝俊が名護屋から国元の小田野備前守に宛てた書状から確認できる。その後、『奥相秘鑑』には「同（文禄）三年八月朝鮮国平均、同月十四日太閤名護屋ヲ御立、同廿五日大坂着船、義胤モ供奉ニテ京都千本ニ帰還」とある。これは文禄二年の誤りであるもの、おそらく八月以降は在京していたと思われる。その後、帰国したらしく、『利胤朝臣御年譜』慶長二年五月条には「義胤君上京、三胤君ハ在国」とある。翌三年八月、秀吉が伏見城で死去すると、慶長四年八月条に「義胤君、大坂ヨリ小高江御下向、三胤君ハ大坂ニ御滞留」とあるが、二通の秀吉朱印状の発給年を断定することは難しい。

三 秀吉以前の受給文書

【史料13】佐竹義重書状『思文閣古書資料目録 善本特集』

第二五四号（平成二九年七月）

如来意先立者、伊達・御間被及事切之由其聞候条、則為脚

力申届候キ、近日之様子無心元存候之処、以使条々懇切承候、本望之至候、然者輝宗有出馬、一兩度被及動候処、御備堅固之由、肝要至極候、猶其元無油断御構專一候、仍当口諸堺別而無相替儀候、珠子細も候者、追而可申届候、委曲彼口上有之候間、不能具候、恐々謹言、

六月七日 義重（花押）

相馬殿

【史料13】は、佐竹義重から「相馬殿」に宛てて出された書状である。その発給年については、伊達輝宗の名が記載されているので、輝宗没年（天正一三年一〇月以前）である。また、「輝宗有出馬、一兩度被及動候処」とあり、六月以前における数度の輝宗出陣が参考となる。たとえば、『性山公治家記録』天正四年（一五七六）五月上旬条には、「伊達郡東根へ御出陣、相馬彈正少弼殿盛胤、連年隣郡伊達・信夫表へ出張セラレ、当家ノ御家人等ト戦争アリ。因テ今度御馬ヲ出サル。此後敵地へ御動アリ」とあり、さらに天正五年五月一日条に「小高ノ支城宇多郡黒木ノ城北へ御動キ、人夫ヲシテ麦毛ヲ刈取り、且杉目ニ陣スル敵ヲ撃散シ、新地ノ虎口へ追入レ、首五、六級撃取り、此後杉目ヲ以テ御陣所トシ玉フ」、同月十二日条に「伊具郡金山・丸森ノ両城へ御動キ、城辺マテ押詰メ麦毛悉ク刈取ル」、同月十五日条に

今度葛西殿胤ヨリ使者大窪紀伊差進セラル。今日御返答アリ。且又葛西ノ家臣伊藤主計ニ御書下サル。曰ク、来翰具披

見大慶、仍御当口之儀、追日晴胤如存分被取成之由肝要候、乍勿論之儀尚以無油断取刷、畢竟旁前可有之候、将亦当口之儀、到近日ハ弥敵地取詰候、就中去十一日宇田之莊及揺、黒木北之麦毛悉刈取候。其上号杉目寄居押散、新地籠口江追入、五、六人討捕候、翌日向金山・円森及揺、両城麓之麦作無残薙取、如存分成置候、兼又去比自最上向長井、雖事切候無指儀候、其他境々堅固候、可心安候。書余大窪紀伊守任口頭候、恐々謹言、五月十五日 輝宗 伊藤主計助殿

とあつて、天正四年から五年にかけて伊達郡や伊具郡金山・丸森、宇多郡黒木・杉目などで戦いがくり広げられたようである。

これらから、【史料13】を天正四ないし五年の発給と考えると、宛所の「相馬殿」とは盛胤を指していると考えるべきである。

【史料14】葛西晴信書状（個人蔵）

雖未及返信候、同以令恐入候、然而其表、近日太平無事、目出珍重候、将亦於四筑者、相応之御用等候者、無隔礙可承候、毛頭疎意有間敷候、巨碎任彼才覚、令略義候、恐々謹言、

孟秋中 晴信（黒印）

相馬西殿

【史料14】は、葛西晴信が返信の遅れを詫びるとともに、「其表」の「太平無事」を喜ぶとともに、「相応之御用」があれば隔礙無く承ることなどを記した返書である。孟秋は陰暦七月のこと。【史料14】は、以前、仙台市博物館で展示され、仙台市史編纂室長（当

時）菅野正道氏からその存在と写真版を提供されたものである。そのときの展示解説「伊達と相馬」には、「相馬西殿」は、天正六年に家督を義胤に譲って隠居し、「西館」と称された盛胤であり、天正一二一五年に発給されたとある。確かに『利胤朝臣御年譜』慶長六年（一六〇一）条には、盛胤について「天文十八年二月ヨリ御家督、天正六年御隠居、御法号一通齋明節尊老ト称、初ハ北郷田中、後中村城西館ニ御住居」とあり、同書慶長十六年十二月二日条にも「中村城代、弾正大弼盛胤君ノ御二男兵部太輔隆胤也、隆胤天正十八年五月御討死、以後慶長六年迄十式年ノ間、盛胤君中村御支配 盛胤御隠居、西館御住居、御逝去以後十六年迄城番無之」ともある。さらに、『奥相秘鑑』卷三に、

同（天正）十一年マデ伊達相馬鬪争止事ナシ、田村大膳大夫清顕・佐竹常陸介義重・岩城左京大夫常隆ヨリ使者ヲ以テ両家ノ和融ヲ執持給フ。盛胤領掌シ玉ハズ。清顕、中村へ来臨、暫長徳寺ニ逗留、其比、盛胤ハ西館ニ御隠居ナリ。

「相馬氏家譜」に

盛胤ノ家督ヲ義胤相統、退隠ノ後、一通齋明節ト号シ、北郷田中ノ墨二住居、三男忠次郎郷胤ヲ城代後見、其後、中村ノ城代兵部太輔隆胤ニ副、城内西曲輪二住。

とあるように、隠居した盛胤が中村城「西館」「西曲輪」に居住したことは、その根拠となった史料群が江戸期に編纂されたものとしても、概ね認められよう。しかし、それは盛胤が「相馬西殿」

と称されたことを意味するものではなく、検討を要することはい
うまでもない。

【史料14】の発給者たる葛西晴信は、晴胤の後継者として登米
郡寺池城（宮城県登米市）を本拠とした。晴胤は、天正五年に没
しているから、【史料14】を同年以後の発給と理解することもで
きる。なお、「四筑」は晴信家臣であろうが、詳しくはわからない。

ところで、文言中にある「太平無事」はどのように理解すべき
であろうか。とくに「太平」は泰平か、地名「大平」かである。
なお、同時代史料に「無事」の文言は多く、平和ななしそれに至
る過程としての和議・和睦、あるいは戦いの終結を意味すること
はいうまでもない。そこで、当該期の書状等に用いられた実例を
見ると、

・「会・岩・田御無事」（天正一〇年／御代隆秀書状＊遠藤家文
書）⁽¹⁷⁾

・「会津・岩城・当御無事」（天正一〇年／勝光寺正寿書状＊伊
達家文書）⁽¹⁸⁾

・「佐・会・当惣無事」（天正一〇年／田村清顕書状＊伊達家文
書）

・「三家無事」（天正一〇年カ／好雪齋顕逸書状＊伊達家文書）

・「佐竹・当方御間之無事」（天正一五年／北条氏照書状＊新編
会津風土 記所収文書）

・「大崎御無事」（天正一六年／遠藤高康書状＊伊達家文書）

・「新町無事」（天正一七年／伊達政宗覚書＊伊達家文書）
・「御当方・佐竹無事念願」（年未詳／千本芳隆書状＊新編会
津風土記所収文書）

などが確認できる。いずれも「固有名詞＋無事」という用い方で
あるから、「太平無事」も「太平」地域が無事＝平和に移行した
と理解すべきであろう。「太平」は、義胤の活動範囲内にある地
名ということになるが、そこで考えられるのは現宮城県亘理郡山
元町大平^{おおだいら}である。

亘理郡南域を巡っては、『性山公治家記録』天正四年五月上旬
条に、

伊達郡東根へ御出陣、相馬彈正少弼殿盛胤、連年隣郡伊達・
信夫表へ出張セラレ当家ノ御家人等ト戦争アリ、因テ今度御
馬ヲ出サル、此後敵地へ御働アリ

とあり、さらに天正九年五月五日条にも

二本松主畠山右京大夫殿義継ヨリ、御出陣ニ就テ飛脚到来ス。
因テ富塚孫兵衛ニ書ヲ賜フ。

義胤、亘理ニ向テ手切ニ及ハルノ由其听ヘアリ。輝宗君其
地マテ御出馬ノ由承ル。宜ク各諫言ヲ加ラルヘキ事肝要タ
ルヘシ。将又磐瀨口ノ事、清顕長沼ニ向テ働カルトイヘト
モ、会津無人衆故歟、一向出合レサルノ由申来ル。

とある。ただし、当条は畠山義継書状の「清顕長沼ニ向テ働カル」
が天正九年では無く同四年のことであることを根拠に、当条もま

た天正四年のことであることは、すでに菅野郁雄氏が指摘している¹⁹。さらに、次の【史料④】が参考になる。

【史料④】「田村月齋宛相馬義胤書状」

福聚寺所蔵・田村月齋家文書

態令啓候、然者四・当間^(之儀、雅意無止)□□□□事候上、可被加諷言之

段、度々注進、就中、於近日者為御吏僧承候、尤彼間之事者、コトナクタクニ深甚異他候、元安斎・輝宗有逼塞万方□相繼、当方治之所行、

無其隱之由申廻候、雖然於当方者讒者被成之外、不可有之由、

令狭量候処ニ、結句、当境目種々計策、其上近刻者、伊達方

堅固被引請、慮外之刷共、誠以無是非候、好味甚重之間、猶

以遺恨至極ニ候、無扱候間、去十三向小堤打越、在々所々放火、

北郷迄、浜辺無残所打散候、中途へ打出候衆ニ遂一戦、廿余

人打捕、翌日者、向坂本之地、及行塞小口取刷候、然処ニ重

宗、荏田・柴田・伊具、其外之衆加、被助懸候、遂一戦、為

始柝窪与次郎面□者共十余人打捕、如存知之被成候、如此之

上者、毎々可請諫言候、巨碎珍儀、重而可申入候条、不具候、

恐々謹言、

四月十六日 義胤(花押)

月齋

【史料④】も天正四年に推測できるが、とくに去る一二日には小堤(亙理氏の本拠小堤城か)に打ち越して在々所々に放火し、翌日は坂本に向かい小口(坂本城の虎口か)を塞ぐ取り刷い、行

動を展開、さらに助懸、助勢に來た亙理重宗や荏田・柴田・伊具らの軍勢と一戦を遂げ、「十余人」を打ち捕ったことなど、義胤勢の動静が記されている。【史料④】に「大平」が記されていないものの、小堤と坂本の間中に位置するから、大平によって亙理方面を示したのであろう。

相馬西殿宛葛西晴信書状の発給年を確認するため、紆余曲折を経たが、月齋宛義胤書状とともに天正四年発給と考えるべきであらう。²¹

四 伊達西殿と葦名西殿

葛西晴信が相馬西殿に宛てた【史料14】は、天正四年に発給されたものであることを指摘した。したがって、天正四ないし五年に発給された【史料13】が「相馬殿」＝盛胤宛であったとすると、同時期に「相馬西殿」に宛てた葛西晴信書状が盛胤に宛てたものでないことは明白であり、「相馬西殿」は義胤と考えるべきであらう。その際、義胤がいずれかの西館・西曲輪に配置・居住した事実は確認できないことに留意したい。

義胤が盛胤から家督を相続したのは、『胤胤朝臣御年譜』慶長六年(一六〇二)一〇月一六日条に盛胤の隠居を天正六年と記し、『奥相秘鑑』にも義胤について「天正六年家督」とする。いずれも江戸期の編纂史料ではあるが、これに依拠するならば、天正四

年はいまだ家督相続以前であった。しかし、家督相続以前、義胤が相馬氏の外交に関わっていたことは、同年と考えられる七月に発給した「青木助六宛相馬義胤・盛胤連署書状」(天童家文書)ですでに確認した。²²⁾すなわち、家督相続以前にもかかわらず、義胤は父盛胤とともに連署の書状を発給して外交に関与するとともに、外部からは「相馬西殿」と称されていたことになる。

次に、「西殿」の事例を他の戦国領主について確認してみたい。
【史料⑤・⑥】は、田村清顕およびその家臣と思われる勝光寺正寿の同日付の書状である。

【史料⑤】 田村清顕書状(伊達家文書『大日本古文書』二四七)
態為使令啓候、今般向相馬被及行候様子如何、御床敷候、雖無申訖候、可然様兵談簡用候、仍去比、佐・会・当惣無事之儀付而、被及御半途、碩斎以御異見之上、抛万端之不足任置候、如斯之御礼、則可申聿候、依菟角遅延覚外候、巨碎之段、新田美作守口上申合候間、不具候、恐々謹言、

五月十一日 清顕(花押)

伊達次郎殿

【史料⑥】 勝光寺正寿書状(伊達家文書『大日本古文書』三二七)
先立佐・会・当惣無事付而、被及御半途候、御大儀候、殊二碩斎以、種々被及御催促候上、清顕被任其意、無事落着之儀大慶候、将亦向相馬被及御備候由承候、御様子単御床布存候、雖無申訖候、其元可然様ニ御吉案千言万句候、事々重而可申

述候間、不能巨醉候、恐々謹言、

勝光寺

五月十一日 正寿(花押)

伊達西殿

御陣所

この二通は「伊達次郎殿」および「伊達西殿」に宛てて発給されたものであるが、いずれも伊達政宗に比定される。その内容は、「佐・会・当惣無事」、すなわち佐竹・会津(葦名)・当(田村)の惣無事Ⅱ和議を進めるため、半途Ⅱ中途まで派遣された伊達碩斎(宗澄)が異見・催促に及んだので「無事落着」したことへの礼状である。

その発給年は、『性山公治家記録』天正一〇年五月二一日条に【史料⑤】が引用されていることもあつてか天正一〇年に比定されることが多い。しかし、すでに菅野郁雄氏は一〇月五日付上杉景勝宛佐竹義重書状(伊佐早文書『福島県史7』¹²⁵の二〇)に、

然者、近年於奥口、田村方対当方、不儀連統遺恨深重之間、芦名盛隆令相談、其外之諸子引率、去春一同二靡軍旗候之条、不突桶即時恫望、其上田村方於抱も、岐之城々十二三カ所、被明渡候間、爰元無抛上、遂和陸候、然間、奥州皆以令一統候様子、可被及聞召候歟、

とある「奥州一統」が、天正九年に比定できる六月七日付真田昌幸宛武田勝頼条目(真田家文書『群馬県史資料篇七』)に記され

る「佐竹奥州一統之由其聞候」を示すとして、「佐・会・当惣無事」を天正九年に比定したのである。²³⁾ 首肯すべきであらう。

ところで、史料⑤が天正九年発給と理解すると、政宗はいまだ家督を相続していない時期となる。²⁴⁾ それゆえ、清頭は女婿である政宗を「次郎」と記したのに対し、勝光寺正寿が「伊達西殿」と敬称を用い脇付「御陣所」を記したのは、清頭の被官故のことであらう。²⁵⁾

なお、葦名氏にも「西殿」の例が見られる。

【史料⑦】相馬義胤書状（東京大学史料編纂所所蔵文書）

態与御届書欣然之至候、然者、去刻輝宗、丸森之地へ下着、内々如伝説之者、向金山之地可被及張陳之由候之条、及其擬候之處、去二一向物浅被相動、無時刻被引除候、其後時宜如何、別而無取刷入馬候、因茲、於当方も則時納馬候、於子細者可御心易候、仍爰元無事裁許之段、其听候歟、元宗如籌策者、金山・小齋両地、永当方有相抱而和融可然之由候、併輝宗出馬之砌、一和之事更難信用之段、堅固申扨候、於爰元者無御心許不可有之候、諸每期後説之時候条、閑筆端候、恐々謹言、拾月十六日 義胤（花押）

蘆名西殿

【史料⑦】については、「輝宗、丸森之地へ下着」や「元宗如籌策者、金山・小齋両地、永当方有相抱而和融可然之由候」から天正二〇五年と比定でき、二階堂盛義の嫡子盛隆が止々齋盛氏に

相馬氏の受給文書と「相馬西殿」

よつて後継者に据えられたものの、祖父止々齋が実権を掌握していたため、家督相続前の後継者として盛隆が「蘆名西殿」と称されたのであらう。²⁶⁾

以上、相馬義胤・伊達政宗、葦名盛隆の三例ではあるが、家督を相続する以前、家督相続を予定された者が「西殿」と称されていたことを確認した。

五 西殿・連署書状と二屋形制

既述のように、家督相続以前、「相馬西殿」と称された義胤は、父盛胤とともに連署書状を発給して外交に関わっていた。同じような事例は、伊達輝宗・政宗父子にも確認できる。

【史料⑧】伊達輝宗・政宗連署書状（秋田藩家蔵文書『仙台市史・

資料編10 伊達政宗文書1』4）

御来章具令披見候、仍去六、向塩被及一戦、被得太利之由、其間候、誠々目出簡用之至候、其比中島左衛門尉塩松へ打越候哉、自分之懇切二候間、節々令出入候事、不可有其隠候歟、併今度之儀相尋候間、可及糺明候、毎事期後音候、恐々謹言、

八月十四日 輝宗（黒印）

政宗（花押）

（清題）
田村殿

【史料⑧】の発給年を、『仙台市史』は天正一二年に比定する。政宗が輝宗から家督を相続したのは、同年一〇月のことであるから、遅くとも一二年ということであろう。『仙台市史』の年代比定が首肯できれば、伊達西殿と称された政宗が家督相続以前に父輝宗とともに田村清頭への外交を展開したと理解できる。

しかし、「去六、向塩被及一戦、被得太利」たという戦いは、天正一二年に比定されようか。すなわち、「塩」は塩松Ⅱ大内定綱領と考えられるが、天正一二年八月に政宗が大内領を攻撃した史料は確認できない。それに対して、翌年に比定される八月二七日付最上義光宛伊達政宗書状（秋田藩家蔵文書『仙台市史・資料編10 伊達政宗文書1』21）には「今日廿七日、先達申候ツ小手森の要害、昨日取廻及近陣ニ候処ニ、（中略）自身乗寄、相手之鉄炮八千丁あまり相懸、則とり付候間、落城申候」と、定綱の支城小手森要害を攻略したとあり、さらに同様なできごとを記した複数の書状が確認できる。「去六」を「塩」に向かった日と考えれば、二七日の小手森落城との齟齬もない。

もっとも、天正一三年と比定すると、政宗はすでに家督を相続していることになるが、相続後も父輝宗と二頭政治Ⅱ「二屋形」体制を展開していたと考えられる。

次に、白河氏の事例をみてみよう。

【史料⑨】「白河義親・同義広連署判物」

（秋田藩家蔵文書『白河市史』九六五）

馬場之門立明付而、其身悴者文衛門・三ひやうへ薄酒年貢相ゆるし候、乍勿論、無如在建明之事は、尤掃除以下無沙汰な
くいたす可候、於如在者、稠可被仰付候、為後日、一筆出置
候也、仍如件、

天正十三年乙酉（花押）（印）（義親）

七月 日（花押）（印）（義広）

和知相模守とのへ

天正二年（一五七四）、白河義親が隠退すると、同七年正月ころ、佐竹義重の次男喝食丸がその後継者として白河に移り、同一三年三〜七月ころ、喝食丸（一一歳）は元服して義広と名のることになるが、【史料⑨】はそうした時に発給されたものである。【史料⑨】について『白河市史一・通史編1』（二〇〇三）は、「元服後は知行判物などの発給は義広が行い、形式をこえた内実を含むものは義広・義親の連署による、外交権は専ら義親（白川七郎）が握る、という分担関係が行われた」と指摘する。まさに「二屋形」制であるが、家督の相続が全ての権力を相続しなかった事例の一つでもある。なお、義親の後継者として白河に移った時、喝食丸はわずか四〜五歳だったから、対外的に「白河西殿」と称されることはなかったのではなからうか。

ところで、「葦名西殿」と称された盛隆について、義父盛興との連署書状は確認できない。二階堂盛義の嫡子である盛隆が、葦名氏の人質となった永祿九年（一五六六）当時、葦名氏の家督は

止々齋盛氏であった。その後、家督を継承した盛興が、天正二年（一五七四）六月に死去したとき、二六歳であったことを考えると、人質盛隆が後継者になる可能性はまったく無かったのであり、西殿を称されることもなかったのである。

盛隆が天正二〜五年ころ、「葦名西殿」と称されたのは、盛興の死後、盛氏が盛興の妻（伊達氏）を養女に迎えて盛隆と再婚させて後継者としたからにほかならない。もともと、葦名の実権は依然として盛氏が掌握していたから、盛隆が葦名氏の家督を実質的に相続できたのは、盛氏死去の天正八年六月以後である。おそらく、盛氏の絶対的権力が、人質であった盛隆との二頭政治²⁷「二屋形」制を拒んだのではないだろうか。

むすびにかえて

本稿では、中近世以降期における相馬氏の受給文書を検討するなかで、とくに「相馬西殿」の人物比定を行い、同時に「西殿」の類例を検討した。それは、戦国領主にみられる二頭政治²⁸「二屋形」制（仮称）が、現実の政治的状況のなかでどのような実態をとともなうものであるかを考える基礎作業として位置づけられる。

筆者はすでに、二屋形制とは父子連署書状の発給および本城・新城にみられるような二居城（あるいは二居処）体制であること

を指摘したが²⁷、本稿の検討からは、「西殿」と称される書状を

受給することも時にあったといえる。
こうした家督および家督予定者（家督および前家督）による統治形態は、時に父子相克をもたらしたが、その背景に相続を保証する全国的統一権力の不在が根底にあるとの見通しを現段階ではもっている。したがって、徳川家の権力機構がいわゆる「幕府」として確立し、相続が幕府・將軍家によって公認されるようになると²⁸、「二屋形」制²⁹は、まさに戦国時代という統一権力不在のなかで発生した形態といえる。

しかし、家督と家督予定者、あるいは家督と前家督（隠居）が、異なる居館に入って共同統治をするという形態も、豊臣秀吉³⁰伏見城と秀次³¹聚楽第ばかりか、徳川家康³²駿府、將軍秀忠³³江戸という大御所政治や、伊達政宗³⁴若林城、忠宗³⁵仙台城などのように、江戸時代初期にもその遺制を確認できる。

現段階では、「西殿」の事例は必ずしも多くないが、たとえば、文禄二年（一五九三）に「拾」（後の豊臣秀頼）を出生した秀吉の側室浅井茶々（いわゆる淀殿）は、「拾」とともに伏見城西ノ丸に移り、「西の丸殿」と称されたが、秀吉の後継者として「拾」が西ノ丸に入ったことに留意したい。また、宝永元年（一七〇四）には、將軍綱吉の養子となった家宣が江戸城西の丸に入っているが、江戸時代になっても類似の事例が見える。

一方、相馬盛胤が中村城「西館」あるいは「西曲輪」に「隠居」したという『奥相秘鑑』や「相馬氏家譜」の記述をどのように理解すべきかも考える必要があるだろう。ところで、中村城は阿武隈高地から東に延びた舌状台地上にあり、その突端に実城、⁽³¹⁾「奥相志」⁽³²⁾でいうところの「中城」が構築され、さらに西側に曲輪を構えた連郭式城郭である。しかし、当時、西館と称されたかは同時代史料から確認できない。現中村城東側の曲輪群（東二の丸、東三の丸）は、小高城から本拠を移転した慶長十六年（一六一二）、ないしそれ以降の構築と考えられ、それに対比されるかたちで西側の曲輪群（西二の丸、西三の丸）の総称として、「西館」あるいは「西曲輪」が『奥相秘鑑』や「相馬氏家譜」で用いられた可能性を指摘しておきたい。

いずれにしても、「西」の持つ意味、あるいは「西」が当該期にどのように認知されていたのか、今後の課題となる。

註

- (1) 『原町市史・第四巻資料編II古代・中世』（二〇〇三）、「相馬義胤の文書と花押」（博物館図録「戦国時代の相馬」二〇〇四）、「相馬義胤の文書（番外編）」（奥相の歴史と文化を語る会「奥相通信」一三二号、二〇〇五）、「相馬義胤の文書と花押再考」（南相馬市博物館研究紀要）第一二二号、二〇〇九、「相馬義胤の受発給文書について」（福島県史学会大会報告資料、於南相馬市浮舟文化会館、二〇一八）。これらをまとめた「相馬義胤の発給文書と花押」拙著「中

世南奥羽の地域諸相」汲古書院、二〇一九）を参照。

- (2) 小林清治氏「青年政宗」（『米沢市史』一九九七、後に補訂されて『戦国大名伊達氏の研究』（高志書院、二〇〇八）に収録）、菅野正道氏「伊達氏、戦国大名へ」（遠藤ゆり子編『伊達氏と戦国争乱』吉川弘文館、二〇一六）、「いわき市史1」（一九八六）、「白河市史1・通史編1」（二〇〇四）、「小田原市史」（一九九八）。中脇聖氏「長宗我部信親の「権限」について」『日本史料研究会編「日本史のまめまめしい知識」第一巻、岩田書院、二〇一六』など。

- (3) 拙稿「中近世移行期の『家督』相続と二屋形制」相馬盛胤・義胤と利胤」（福島県史学会『福島史学研究』九六）および註（1）拙著『中世南奥羽の地域諸相』。猶、拙著刊行後、久保健一郎氏「中近世」移行期の公儀と武家権力」（同成社、二〇一七）を確認、その「第九章 戦国大名隠居・当主論序説」には戦国大名の当主と隠居、または当主と次期党首によって構成される「当主権力」は、その「緩やかにあるいは段階的に進めることによって、安定化する効果を期待され、生み出されたもの」であり、「当主と隠居、当主と次期党首の連署判物などは、それを端的に示している」と指摘されている。本拠とする（居住する）屋形（城）が異なるなどの指摘は見られないものの、その基本的視点は筆者と共通する。筆者の怠惰、確認不足であって、結果的にその研究史的立場づけを拙著にてできなかったことを、久保氏に陳謝するものである。

- (4) 豊田武、田代脩校訂「相馬文書」（史料纂集古文書編、統群書類従完成会、一九七九）。以下、相馬家文書は同書に拠る。

- (5) 史籍雑纂「當代記・駿府記」（統群書類従完成会、一九九五）

- (6) 拙稿「泉田堡・幾世橋御殿の復原的考察」相馬氏の「二屋形」制研究の基礎作業」（相馬郷土研究会「相馬郷土」三三三、二〇一八）。

- (7) 天正九年から明治二九年にわたる相馬中村藩の年譜「七五冊に含まれる義胤の子利胤の年譜。筆耕本一四四冊が相馬市図書館に架蔵。天正九年〜延享二年までが「相馬藩世紀」第一・第二（岩崎敏雄、

- (8) 佐藤高俊校訂・岡田清一校注)として統群書類従完成会(現在は八木書店)から刊行(一九九九・二〇〇二)。以下に記述される「義胤朝臣御年譜」は利胤の子義胤(祖父と同名)も同書に拠る。
- (8) 藤木久志氏「豊臣平和令と戦国社会」(東京大学出版会、一九八五)、小林清治氏「伊達政宗の研究」吉川弘文館、二〇〇八)は天正一五年と考へ、竹井英文氏「織豊政権と東国社会」(吉川弘文館、二〇一二)は「惣無事令」を否定するとともに天正一四年と指摘する。四代仙台藩主伊達綱村によって編纂された藩祖政宗の年譜。本稿では仙台藩史料大成「伊達治家記録一」(宝文堂出版販売(株)東北事業部、一九七二)を用いた。以下に類出する「性山公治家記録」も同書に拠る。
- (10) 小林清治氏「相馬義胤と伊達政宗」(野馬追の里歴史民俗博物館講演集 第二集 一九九六)、「宇都宮で逢った秋田実季と相馬義胤」(『日本歴史』六二〇号、二〇〇〇)、「奥羽仕置と豊臣政権」(吉川弘文館、二〇〇三)、「戦国大名伊達氏の研究」(高志書院、二〇〇八)。
- (11) 本史料は、その後、名古屋博物館編「豊臣秀吉文書集四」(吉川弘文館、二〇一八)、新「相馬市史4」(二〇二〇)にも収録されたが、後者には別冊写真帳に写真版が収載されている。
- (12) 小林清治氏「奥羽仕置の構造―破城・刀狩・検地―」(吉川弘文館、二〇〇三)。
- (13) 註(10)前掲「奥羽仕置と豊臣政権」。
- (14) 「相馬市史5」(一九七二)所収。
- (15) 「平塚滝俊書状」(佐賀県文化財調査報告書第八一集「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡3」文祿・慶長の役城跡図集)所収(佐賀県教育委員会、一九八五)。
- (16) 註(14)前掲書所収。
- (17) 白石市教育委員会「伊達氏重臣 遠藤家文書・中島家文書」戦国編(二〇一〇)。
- (18) 「福島県史7」(一九六六)。以下の文書も同書による。なお、同書は「福島県の古代・中世文書」(戎光祥出版・二〇一七)として復刊された。
- (19) 「七月十五日付芦名盛隆覚書」考(福島県史学会「福島史学研究」七三、二〇〇一)。
- (20) 註(1)拙著。
- (21) 「石卷市史8」(一九九二)は、晴信の初見発給文書を天正一〇年二月日付黒印状写(仙台葛西文書・「石卷市史8」三〇七号)と指摘するが、【史料14】を天正四年と考えると、晴信発給文書の初見史料となる。
- (22) 拙稿「解説」(多賀城市教育委員会「天道家文書I」二〇一三)および註(1)拙著。
- (23) 「十月五日付山内殿宛佐竹義重書状」考(福島県史学会「福島史学研究」七〇、二〇〇〇)。
- (24) 小林清治氏「政宗家督相続の前提」(同氏「伊達政宗の研究」所収、吉川弘文館、二〇〇八)。
- (25) 政宗を「伊達西殿」と記した史料は、ほかに八月一日付葛西晴信書状(伊達家文書一七四)や七月一〇日付葦名盛隆書状(伊達家文書二七九)があり、前者を「石卷市史8」は「天正十年カ」とし、後者については「相馬表如御存分、一和成就」の文言から天正二二年が考えられ、いずれも家督相続の天正二二年一〇月以前の書状である。
- (26) 註(1)拙著。
- (27) 註(3)拙稿および註(1)拙著。
- (28) 藤井讓治氏「徳川將軍家領知宛行制の研究」(思文閣出版、二〇〇八)
- (29) 大島聖子氏「徳川家康の隠居―最晩年の政権移譲構想―」(『日本歴史』第七〇二号、二〇〇六)、同「家康最晩年の『政権移譲構想』と隠居問題とは」(平野明夫編「家康研究の最前線」洋泉社歴史新書、二〇一六)。

- (30) 『仙台市史 通史編 3 近世 1』(二〇〇一)。
- (31) (安政四年から明治四年にかけて編纂された相馬中村藩領の地誌〔相馬市史 4〕一九六九)。
- (32) 相馬中村城については、拙稿「中村城の歴史」および鈴木啓氏「中村城の遺構と規模」(相馬氏教育委員会『史跡中村城跡保存管理計画書』一九九六)を参照。

〔付記〕

本稿は、平成三〇年一月二二日に開催された相馬郷土研究会二月例会で報告した「相馬氏の受給文書と新出相馬義胤書状」をもとに加筆補訂したものである。貴重なご意見を提示された同会員に記して謝意を表したい。